

保存版 小竹小学校「子ども 110 番の家」対応マニュアル

1. 「子ども 110 番の家」とは

子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

2. 主な活動の内容

- 犯罪の被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めてきた子どもの保護
- 事件・事故の発生を認知したときの 110 番通報、学校、家庭への連絡
- 日常生活の中で、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険個所などを発見した場合の連絡

3. 「子ども 110 番の家」の意義

学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの安全を守っていこうという考えから、佐倉市 PTA 連絡協議会が「社会を明るくする運動」の補助金を運用して立ち上げたものです。現在、志津地区の各学区で看板が設置されています。看板を設置することによって、子どもたちを犯罪から守るだけでなく、この地域の防犯意識の高さをアピールすることにもなり、犯罪抑止効果を得ることもできます。

4. 保険

「子ども 110 番の家」看板を設置いただいたお宅は、万が一に備え保険が適応されます。

子どもの緊急避難を受け入れた際に皆様が何らかの被害を負った時は、小竹小学校にご連絡をお願いします。見舞金程度になりますが、保険金があります。

5. 活動上の留意事項

- 子どものプライバシーを尊重し、秘密を守ります。駆け込んできた子どもがたとえ顔見知りであっても、その内容を安易に近所の人に話すことのないよう、注意してください。
- 子どもの立場に立った思いやりのある対応を、心がけ下さい。
- 自分で犯人（不審者）に立ち向かおうなどという無理な活動は、決してしないでください。
- 「子ども 110 番の家」はあくまでも緊急避難用であり、子どもたちがトイレを借りたり、水を飲ませていただいたりするものではありません。
- 保護を求めるのは小竹小学校の子どもだけとは限りません。近隣の小学生、中学生、高校生であることも考えられます。その場合も【保存版】小竹小学校「子ども 110 番の家」対応マニュアルに沿って対応をお願いします。

6. 活動の継続・辞退等について

- 設置看板は辞退の連絡をいただかない限り、自動継続といたします。保険に関しましても同様に自動継続いたします。
- 設置いただいている看板の交換や設置の辞退、ご不明な点がある場合は小竹小学校までご連絡ください。後日、校外指導部が対応いたします。

連絡先：小竹小学校 電話番号 043-461-3121

小竹小学校欠席連絡用メールアドレス (odake_keseki@yahoo.co.jp)

小竹小学校「子ども 110 番の家」対応フローチャート

子どもたちが助けを求めてきたら、まず家の中に入れて保護する

子どもたちを落ち着かせる

子どもたちから話を聴く

◆事件・事故にあった

- ・暴力を受けた
- ・追いかけられた（誘拐）
- ・痴漢にあった 等

◆事件・事故ではない

- ・ケガをした
- ・具合が悪い 等

◆警察へ連絡

- ・ 110 番通報
あるいは
- ・ 佐倉警察署ユーカーが丘交番
TEL : 043-487-1750

◆学校や家族に連絡

- ・ 小竹小学校
TEL : 043-461-3121
- ・ 家族へ連絡

保護した子どもを、保護者・教職員へ引き渡す

聞きとりメモ

1 何があったか

- ・連れ去り（腕をひっぱる、車に乗せようとする等）
- ・わいせつ（体に触れる、抱きつく等）
- ・声かけ（お菓子や物を買ってあげる、遊びにいこうと言う等）
- ・つきまとい（追いかける、立ちふさがる等）
- ・その他（)

2 いつ

時 分頃

3 どこで

場所：

目標物：

4 犯人（不審者）は

男・女（)人 年齢（)才くらい

身長（)cmくらい 体格（肥満・ふつう・痩せ）

服装 上（)下（)

その他の特徴（メガネ、サングラス、ヒゲ、帽子、マスク、その他（)）

逃走手段（徒歩・自転車・オートバイ・車）

車のタイプ（)色（)ナンバー（)

その他車の特徴（ドアの数（2ドア、4ドア）ハンドルの位置（右、左））

逃走方向（)

5 子どもは

住所：

氏名：

電話番号：

学校名：

小・中・高 年

車種



軽自動車



ハッチバック



クーペ



ステーションワゴン



ミニバン



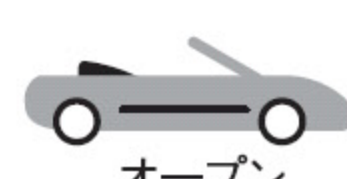
クロカン/SUV



セダン

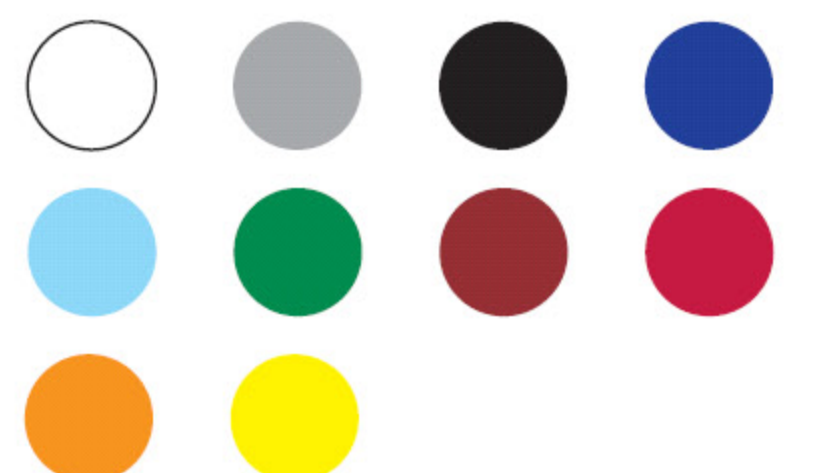


トラック



オープン

カラー



「子ども110番の家」

地域で守る子どもの安全 対応マニュアル



警察へは **110**番 救急のときは **119**番

最寄りの 小学校（ - - ）

警察庁

「子ども110番の家」

「子ども110番の家」とは

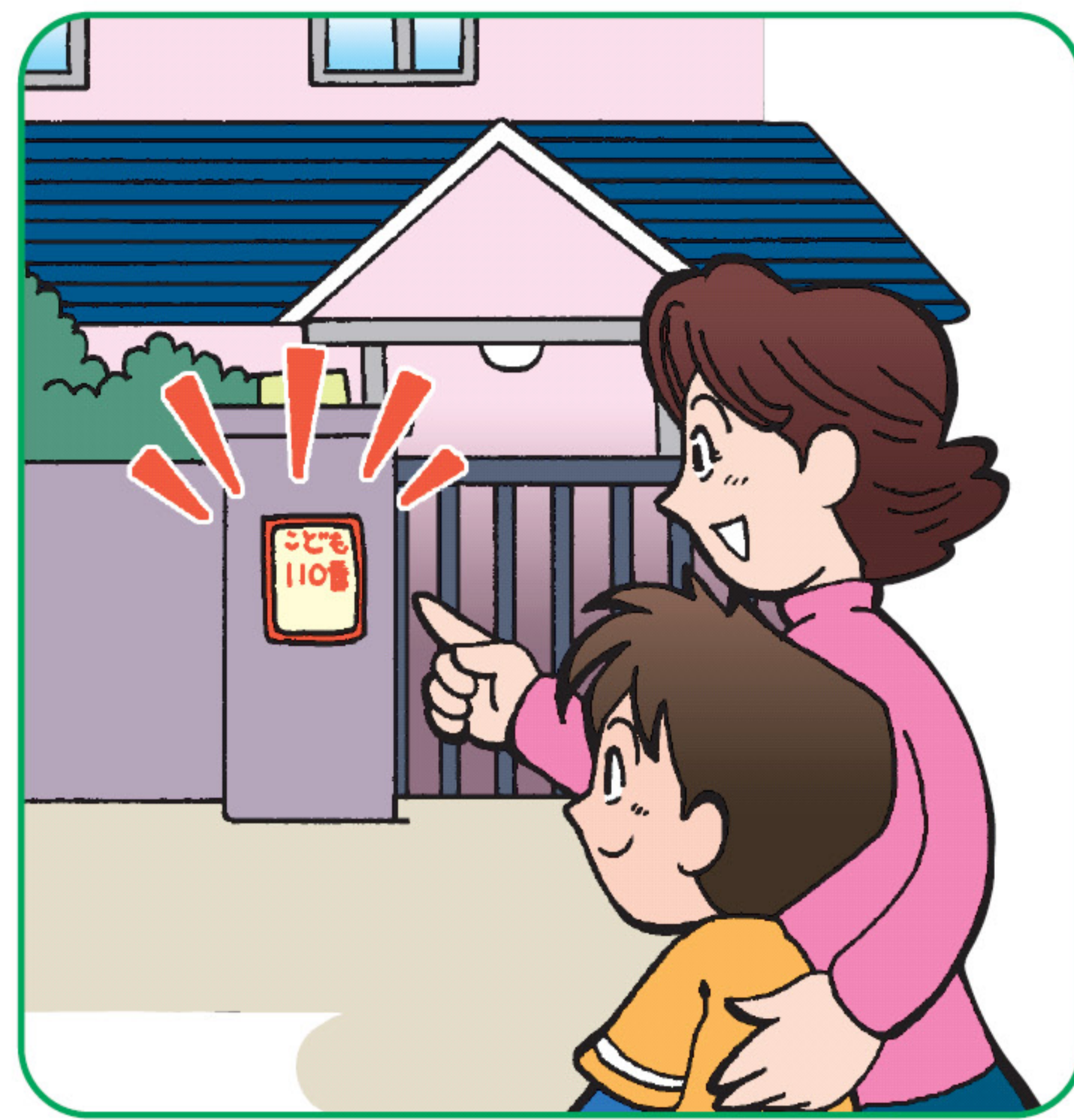
子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

活動の内容

- 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子ども等の保護
- 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭への連絡
- 日常生活のなかで、近所に子どもたちが被害に遭いそうな危険な箇所等を発見した場合の連絡

活動上の留意事項

- 子どものプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。駆け込んできた子どもがたとえ顔見知りであっても、その内容を安易に近所の人に話すことのないよう、注意してください。
- 子どもの立場にたった思いやりのある対応を、心がけましょう。
- 自分で犯人（不審者）に立ち向かうなどという無理な活動は、決してしないようにしましょう。



対応要領

子どもが助けを求めてきたら、まず家の中に入れて保護してください。

1



まず自分が落ち着く

話を聞く側があわてたり興奮したりしないよう、まず自分が落ち着いて子どもの話を聞いてあげましょう。

2



子どもを落ち着かせる

「もう大丈夫。」などとやさしく声をかけて子どもを落ち着かせてあげることが大切です。

3



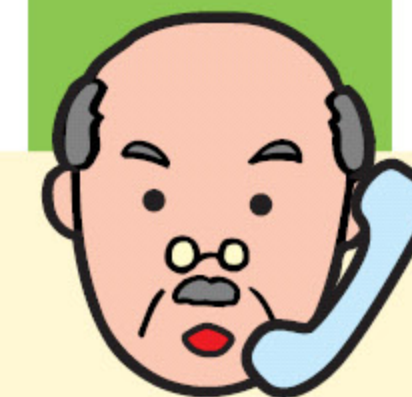
子どもから話を聞く

裏面の聞きとりメモを利用して、子どもから話を聞いてください。

「子どもから話を聞くときのポイント」

- ・静かな場所で話を聞く。(落ち着いた雰囲気をつくる)
 - ・椅子にかけさせるなどして子どもと同じ目線で話す。
 - ・子どもの体調に気を配る。(気分が悪くないか、けがをしていないか等)
 - ・子どもの判断の参考となるような具体的な例を挙げて尋ねる。
 - ・子どもにわかりやすくゆっくりと話す。(強い口調は控える)
 - ・無理に答えを聞かない。(わからないことを何度も尋ねない)
- ※緊急の場合は、110番通報をしながら話を聞いてください。

4



110番通報する

「子ども110番の家」であることを告げ、あなたの住所、店名、氏名等を伝えてから聞きとり内容を順序よく話してください。

※本人が落ち着いていて自分で話ができる場合は、直接本人に110番させてください。

5



警察等が到着するまで待つ

110番通報により、できるだけ早く近くのパトカーや警察官が駆けつけますので、家の中で子どもを待たせてください。警察官が到着したら、事情を説明してください。